

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第6回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成17年7月25日（月）13：30～14：40

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）絹川信博，坂本雅子，津田聰夫，西村重雄（委員長代理），簗田孝行（委員長）

（庶務）渡邊総務課長，中島総務課課長補佐

（説明者）白石事務局長

4 議題

(1) 福岡地域委員会の委員長選任について

(2) 福岡県弁護士会の要望書の取扱いについて

5 審議資料（添付省略）

16 下級裁判所裁判官指名諮問委員会での協議結果（福岡県弁護士会の要望書に対する協議結果）

6 議事

(1) 福岡地域委員会の委員長選任について

福岡地域委員会の委員長については、満場一致で簗田孝行委員が選任され、委員長代理については、下級裁判所裁判官指

名諮問委員会規則 16 条 2 項で準用する同規則 8 条 3 項に基づき、委員長の指名により、西村重雄委員が選任された。

(2) 福岡県弁護士会の要望書の取扱いについて

福岡県弁護士会からの要望書の取扱いについて、以下のとおり協議した（福岡県弁護士会から、情報収集に関する手続に関し、

再任期に当たる裁判官の名簿を情報提出期限の 3 ヶ月以上前に各弁護士会へ送付することを検討してもらいたい、また、再任希望の有無に関わらず、再任期に当たる裁判官全員の名簿を提供することも検討してもらいたい、

再任期に当たる裁判官全員の名簿を各弁護士会に送付するよう検討してもらいたい、

再任期に当たる裁判官の名簿には、所属庁の記載に加え、所属部を記載する扱いとするよう検討してもらいたい、

といった内容の要望書が提出されたが、当委員会では、これを指名諮問委員会へ

情報提供し、委員会の考えを聞いた上で、対処することとされ、同委員会に対し情報提供が行われていた。)。

ア 要望事項 及び について

要望事項 について、指名諮問委員会から、「当委員会の所掌事務が、最高裁判所から諮問を受けた指名候補者に関して、その指名の適否について審議・答申することからすると、諮問の有無に関係なく再任期にある裁判官全員の名簿を提供することは、諮問機関としての委員会の性質に関わる問題であり、相当でない。（なお、最高裁判所からは、裁判官の指名手続上、現行の 8 月末日までの再任希望の提出期限を早めることは極めて困難であり、また、12 月上旬の答申についても、次期の異動計画等との関係上、その時期を遅らせることは難しいとの説明があった。）」との回答があった旨、また、要望事項 について、同委員会から「指名候補者の名

簿を付して行う情報収集については、指名候補者のプライバシーの問題はあるが、指名諮問委員会制度が創設された趣旨からは、的確な情報を得るために必要最小限度の範囲であれば許されるとの考え方にに基づき、原則とし、指名候補者の所属する裁判所に対応する弁護士会及び検察庁に対して指名候補者名簿を提供することとし、それ以外の庁会への名簿の提供については、個々の事例ごとに判断することとなっており、現時点で、この方針を見直すべき特段の事情はない。」との回答があった旨、それぞれ庶務から報告が行われた。

協議の結果、当委員会としても、下級裁判所指名諮問委員会と同様の内容で福岡県弁護士会へ回答することとされ、回答書の作成及びその内容については委員長に一任することとされた。

イ 要望事項 について要望事項 について、指名諮問委員会から、「地域委員会において適宜対応されたい。」との回答があった旨、庶務から報告され、これに基づき次のような意見が出された。

所属部を記載したからといって、情報量増加といった効果は、あまり期待できないのではないか。

要望事項が弁護士会から出されているが、情報収集に関する作業努力を、裁判所側ばかりに求めすぎてはいないか。再任期の裁判官が誰かといったことについては、弁護士会でも容易に分かるのではないか。検察庁、弁護士会も情報収集に向けてもっと努力すべきではないか。

昨年の上半期の再任候補者については、何も情報が寄せられず、これでいいのかとの思いがあった。確かに所属部を記載することとしても大きな効果は期待できないかもしれないが、当委員会としては、できるだけ多くの情報を集めるための努力をすべきではないか。

所属部を記載するかどうかについては、費用対効果の観点からの検討も必要ではないか。

今回の要望は、弁護士側から出されているが、検察官としても所属部が分かっている方がより分かり易いのではないか。所属部の記載といっても、民事部、刑事部程度の区別があればよく、その程度であれば、庶務の事務負担もさほどないのではないか。

情報を集めやすくする態勢作りという観点から考えれば、所属部を記載した方がよいのではないか。

どの程度の効果が上がるかについては、実際にやってみないと分からないのではないか。試行的に1年程度やってみて、費用対効果の観点から再度検討するという事かどうか。

所属部が分かりにくいのは、部の数が多い、規模の大きな庁ということになる。したがって、名簿に所属部を記載するのは、福岡高等裁判所本庁、福岡地方裁判所本庁、福岡地方裁判所小倉支部に限ってもよいのではないか。

以上の意見を踏まえて協議した結果、全員一致で「試行的に、今後1年間、福岡高等裁判所本庁、福岡地方裁判所本庁、福岡地方裁判所小倉支部に在職する再任候補者の指名候補者名簿に限り、所属部（民事部、刑事部の別）を記載する取扱いとし、その後の取扱いについては、試行結果を踏まえて、再度検討する。」こととされた。

以 上